

令5香南市監査委員告示第9号

令和5年10月5日付け05香南監委発第20号、令5香南市監査委員告示第8号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び香南市監査基準第17条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和5年10月31日

香南市監査委員 有岡 正博

香南市監査委員 安岡 敬子

香南市監査委員 片山 透

令和5年度の定期監査（徴収関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
(1) のいちふれあいセンター使用料について<生涯学習課>	
<p>のいちふれあいセンター使用料については、昨年度に調定票作成時期の不適切な事務処理について指摘していたところ、一定の改善はされている。</p> <p>しかしながら、今回の監査で、調定票が未作成のまま使用料の入金があり、入金後に調定票を作成した事例が確認された。これは、使用者が使用料の納付にあたり請求書と見積書を必要としたため、それらをパソコンで作成し発行したが、その際に歳入を収入するときに行わなければならない調定手続を実施していなかった事案である。</p> <p>地方自治法第 231 条において、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と規定されている。そして、政令である地方自治法施行令第 154 条第 1 項の規定を受けて、本市では、財務規則第 25 条において、「歳入の調定をしようとするときは、調定票により行うものとする。」と規定している。よって、歳入を収入する場合は、必ず調定の手続を行ったうえで納入の通知を行わなければならない。調定票は、性質上前もって調定することができない場合を除き、事前に確実に作成しなければならない。</p> <p>同センターにおける使用料の納付手続は、通常、同センターの予約システム内データに</p>	<p>調定票の作成については、まず、予約受付時に支払にあたり、納付書又は請求書のいずれを希望するのかを確認し、請求書での支払を希望する場合は、請求書作成時に調定票の作成を行う。また、使用者から入金があれば速やかに収入票をシステムに入力し、調定金額と収入金額の差額をチェックできるよう事務処理を行う。</p> <p>今後は、さらに調定事務を適正に行うために、「貸し館事務チェックシート」を作成し、予約受付時、納付書作成時、請求書作成時、調定票作成時、収入票受取時のそれぞれの段階で複数人がチェックを行い、調定票の作成の漏れがないよう、確実な歳入業務に努めていきます。</p> <p>また、使用料の減免については、香南市公民館等使用料減免に関する規則に沿って、申請団体がどの減免区分に該当するか、「減免確認シート」及び減免対象一覧により確認を行い、それぞれの項目を複数人でチェックを行います。また、決裁日以降の日付が減免決定通知日となるよう規則等に従い適正な事務処理を徹底します。</p>

基づき、定期的に調定票及び納付書を作成している。そして、本事案のように、使用者からの要望により、予約システムにより作成した納付書ではなく、別途見積書及び請求書を作成して納入の通知を行う場合は、見積書及び請求書の作成と併せて、予約システムに当該使用料データを入力し、調定票を作成する取扱いとしている。しかし、本事案においては、その予約システムへのデータ入力を遺漏し、調定票の作成を行っていなかった。

本事案のように、使用者から入金があれば、調定金額と収入金額に差額が生じ、調定票が未作成であることが確認できるが、仮に調定票が未作成の状態である場合に当該年度に入金となれなければ、滞納金の有無を確認することはできない。

今後は調定事務を適正に行うために、同センターにおける事務処理方法の見直しと、必ず複数職員による確認を徹底するチェック体制の強化を図り、適正な歳入の確保に努められたい。

また、のいちふれあいセンター使用料の減免については、「公民館等使用料減免に関する規則」で規定されており、それを根拠として減免割合を決定している。決定にあたり作成された起案文書中、減免割合を決定する根拠規定と当該根拠規定に基づく減免割合と合致しない減免を決裁・実施している事案が多く、また、減免申請書及び減免決定通知書の日付などの誤りもみられた。

市が減免を行うための意思決定となる起案文書において、減免の根拠は最も重要な部分であり、過誤があってはならない。減免根拠に誤りがあり、本来市の歳入となるべき使用料が適正でなかった場合には、改めて徴収又は還付すべき事案となる。団体の減免対象区分や利用目的等の内容を十分に確認した

<p>うえで、正しい減免根拠であるかを精査し、必ず複数職員による確認を徹底して、減免事務を適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 天然色劇場使用料について<商工観光課></p>	
<p>天然色劇場使用料の納付については、関係法令等に沿った事務処理が行われていない不適切な事例が2件確認された。</p> <p>これらは、利用しようとする者から利用許可申請書の提出があったところ、その利用を許可することとし、利用許可書及び調定納入通知書を発行した。その後、利用者からそれぞれ利用日の2日前、4日前に利用取消承認申請書が提出されたため、同日承認した。その際、使用料については、同劇場施設の使用がなかったため、納付は不要とした事案である。</p> <p>香南市使用料条例第4条では、「使用料は、公の施設の利用を開始する前に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。」と規定しており、使用料は利用前に納付することを原則としている。</p> <p>これに対し、香南市天然色劇場の設置及び管理に関する条例（以下「設置及び管理に関する条例」という。）第7条では、「利用者は別表に定める使用料を納付しなければならない。」と規定し、香南市天然色劇場の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）第4条では、「天然色劇場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長の定める期日までに使用料を納付しなければならない。」と規定していることから、使用料は納付期日（使用前、使用后どちらでも市長が決定）までに納付する必要があるとしている。</p> <p>そして、設置及び管理に関する条例第8条</p>	<p>①使用料の納付について</p> <p>当該施設は性質上、土日・祝日の利用が多いことや、屋外施設であるため利用の有無は気象条件に大きく左右される。また、公民館等と異なり職員が常駐していないため、利用当日の変更や取消し対応が困難な状況にある。</p> <p>以上の点を踏まえ、現況に即した運用となるよう条例及び条例施行規則の改正を検討するとともに、施設の円滑な利用と事務の負担軽減に努める。</p> <p>②使用料の還付について</p> <p>①に関連するが、利用許可を得た施設の使用料や冷暖房などの使用料については、利用後に納付することを基本とし、還付については過誤納等の事由が発生した場合に対応するといったことを検討していく。</p> <p>③使用料の加算の判断について</p> <p>条例を改正し、明確にする。</p> <p>④減免割合について</p> <p>条例施行規則を改正し、明確にする。</p> <p>⑤利用許可の変更、利用の取消しに対応する様式について</p> <p>条例施行規則の様式内容の見直し及び対応する様式を追加する。</p>

で、「既に納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。」と規定し、条例施行規則第8条において、使用料の還付に関して規定しており、同条第1号で「条例第8条ただし書きに該当するとき 全額」、同条第2号で「第6条の申請（利用の取消しの申請）がその利用日の前日から5日以前に提出されたとき 半額」を還付することとしている。

本事案の場合、利用取消理由が、それぞれ「出席予定者のコロナ感染」、「他施設を利用」としていることから、前者は設置及び管理に関する条例第8条ただし書きに該当する可能性はあるものの、後者は同ただし書き及び条例施行規則第8条に該当しない。また、使用料を還付する場合は、事前に使用料の納付が前提となるため、使用料を納付させるべきであったといえる。

以上のとおり、使用料は必ず納付することが原則である。例外として、使用料を不要とできるのは、条例施行規則第9条に規定される対象事由である「国又は地方公共団体が公益上の目的に利用するとき」、「市が主催する事業に利用するとき」及び「市長が特に必要と認めるとき」に使用料を免除とする場合のみである。本事案において、使用料を不要とした理由である「同劇場施設の使用がなかった」ことは、条例施行規則第9条に該当しない。

天然色劇場使用料については、本市における他の公共施設の使用料との取扱いに関して、整合性がとれていない。また、設置及び管理に関する条例の規定による使用料の加算の判断が明確ではなく、減免割合については、基準を規定していないため、前例に基づき事務処理を行っている。さらに、利用許可

<p>の変更、利用の取消しに対応する様式も定めていないことから、今一度、関係法令等を確認したうえで、必要に応じた改正を行うよう、適正な対応を求めるものである。</p>	
<p>(3) 上下水道使用料について<上下水道課></p>	
<p>上下水道使用料に関して、令和4年度の不納欠損処理をした中に、不納欠損の対象とならない債権が含まれていることが確認された。</p> <p>滞納者から書面による債務承認を徴収したことで時効は更新されていたが、時効に関しての誤った認識により、時効が完成したとして処理されたものであった。</p> <p>債権管理は、法令等を理解し、正しい事務処理の知識や方法を認識して行わなければならない。課内においては、職員が研修や担当者会等の知識習得の場に参加できる環境づくりに努め、スキルアップにつながるよう取り組まれない。</p> <p>そして、債権の適正な管理のためには、組織として債権管理体制を整えることが最も重要かつ必要である。担当者だけに任せるのではなく、過誤処理を起こさないために、上司を含めて組織的な事務処理体制の構築が必要不可欠である。債権回収には、債権全体の把握と個別の記録が必要であり、特に交渉記録は重要であるが、十分な整備がされていなかった。交渉記録の整備とともに、債権回収状況の進捗を定期的に確認・共有し、安易に不納欠損処理を行うことのないよう、適正な債権管理に取り組まれない。</p> <p>また、上下水道使用料においては、水道の使用料の料金納付に関して公平を期すために、給水停止処分取扱要領を定めており、同要領第3条第1項の給水停止の対象者に該当する場合は、給水停止措置を行っている。そして給水停止の解除は、上下水道料金滞納</p>	<p>令和4年度の不納欠損処理につきましては、個別の対応記録が十分に整備できていなかったことや、法令や事務処理に関する理解の不足、課内でのチェック体制の不備などが重なり不適切な事務処理となったもので、誤った不納欠損処理については訂正の処理を行っています。</p> <p>今後は、個別の交渉記録など事務処理に不可欠となる資料の整備を適切に行うと共に、課内での情報共有に努めることとし、法令の理解や知識の習得については、課として取り組むことといたしました。</p> <p>給水停止処分の解除の取り扱いにつきましては、以前からの運用として行ってきたものでしたが、上下水道料金滞納整理要綱の規定とは異なる運用となっておりました。</p> <p>給水停止は日常生活や生命の維持に重大な影響を及ぼすことが考えられ、慎重な対応が必要と考えておりますが、定められたルールに従い適切に取り扱うことの必要性につきましても十分認識しています。</p> <p>今後は、要綱および要領の趣旨を十分に理解したうえで、市民の安心・安全と、平等性・公平性の確保を念頭に、より一層慎重な取り扱いに努めてまいります。</p> <p>なお、やむを得ない事情等により要綱の規定を厳格に適用することが困難と認められる場合には、十分に状況を把握し、庁内での協議を行ったうえで慎重に対応することとし、適切な債権管理と債権回収率の向上に努めてまいります。</p>

整理要綱第9条第1項で、「滞納の上下水道料金を完納したとき」、同条第2項で、「滞納の上下水道料金の2分の1以上の納付があり、かつ、その残額について上下水道料金分納誓約書の提出があったとき。この場合において、特別な事情がある場合を除き、残額の分納期間は1年を超えることはできないものとする」と規定している。

しかしながら、本市における運用としては、滞納の上下水道料金のうち1カ月分を支払うことにより、給水停止を解除しているとのことであった。

給水停止は、生活に欠かすことのできない水の使用ができなくなり、日常生活に大きな影響を与えるとともに、生命の危険を生じさせる可能性があることから、慎重に行うべきである。生活困窮等の特殊な事情も考慮する必要があるが、受益者負担の平等性・公平性の観点から、法令遵守による適正な対応が求められる。現年度分の収入未済額が増加すれば、翌年度の滞納繰越額は増加する。滞納料金の増加を抑制するためにも、収入未済額の減少に努め、適正な徴収事務に取り組まれたい。